

令和 8 年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋 賀 労 働 局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成 3 年から毎年 11 月 15 日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

県下の令和 7 年の労働災害発生状況は、死亡災害が 8 人（前年比 2 人減）となったが、休業 4 日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）については 1,536 人と前年比 38 人の増加となった。また、令和 8 年の死亡災害は、8 月 3 日時点で前年と同数の 8 人となり、誠に憂慮すべき事態となっている。

滋賀労働局では、令和 5 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止推進計画（令和 5 年～令和 9 年）において、労働災害防止のための様々なアウトプット指標及びアウトカム指標を定めているが、本年度はその 4 年目であり、「ゼロ災滋賀」を合言葉に、一人の労働災害による被災者も出さないという基本理念の実現に向け、これらの指標を達成するための様々な取組みをより一層推進しているところである。

このような状況を踏まえ、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、令和 8 年度においても「滋賀県産業安全の日」を実施し、事業場のみならず、働く労働者一人ひとりがこの運動に参加することで、労働者の家族等を含め、広く滋賀県民の産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 実 施 期 間

滋賀県産業安全の日 11 月 15 日

準 備 期 間 11 月 1 日 ～ 11 月 14 日

改 善 期 間 11 月 16 日 ～ 11 月 30 日

3 主 唱 者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

4 協 賛 者（予定）

滋 賀 県
日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 滋 賀 県 連 合 会
一 般 社 団 法 人 滋 賀 経 済 産 業 協 会
公 益 社 団 法 人 滋 賀 労 働 基 準 協 会
建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 滋 賀 県 支 部
陸 上 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 滋 賀 県 支 部
林 業 ・ 木 材 製 造 業 労 働 災 害 防 止 協 会 滋 賀 県 支 部
一 般 社 団 法 人 日 本 ボ イ ラ 協 会 京 滋 支 部
一 般 社 団 法 人 日 本 ク レ ー ン 協 会 滋 賀 支 部
公 益 社 団 法 人 建 設 荷 役 車 両 安 全 技 術 協 会 滋 賀 県 支 部

5 実 施 者

滋賀県内の各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」の広報、啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- (4) 実施者の実施事項についての指導援助

7 実施者の実施事項

- (1) 準備期間中に実施する事項
 - 安全基準や安全作業標準の総点検
 - リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）
 - 「滋賀県産業安全の日」の横断幕、立て看板、ポスター等の掲示
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表示
 - 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間中に実施する事項
 - リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - 安全基準や安全作業標準の周知及び遵守状況の確認